

領収書等添付票

※審査基準

- ・調査目的が県政の課題に関わること。
- ・政務調査費の使途基準に合致すること。

幹事長	経理責任者
(印)	(印)

使途項目	調査研究費(会費)	按分率	上限
整理番号	11	政務調査費支出額	5,000円

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

県議会議員

様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 10,000円也

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/

但 玉串料と云

24年10月21日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

4

コクヨ ウケ-98N

10,000円 X 上限 = 5,000円

- (注1) 按分による支出がある場合、所定の欄に按分率及び政務調査費の支出額を記載し、余白に按分率の積算根拠を記載すること。
- (注2) 幹事長とは、会派が定める幹事長をいい、経理責任者とは、会派が定める政務調査費経理責任者をいう。